

2005年12月15日

都道府県サッカー協会 審判委員会委員長 各位
写) 都道府県サッカー協会専務理事/理事長 各位
地域サッカー協会理事長/審判委員長 各位
各種連盟 御中

財団法人 日本サッカー協会
審判委員会委員長 高田静夫

「公式試合における審判員の資格」について (通達)

先月開催された本協会理事会(2005年11月10日)において「公式試合における審判活動は、基本規定により本協会に登録している審判員以外の者が行うことができない。今後、これに反した場合は無効試合とする。」ことが、川淵キャプテンより改めて確認されました。

各協会におかれましては、協会/審判委員会と各種連盟との連携のもと、今後行われます公式試合への登録審判員の割当および派遣が適切に図られるよう徹底をお願いします。なお、具体的な対応策については、各協会および各種連盟等にて策定し取り組んでいただくこととなりますが、特に下記のポイントを踏まえて対応されるようお願いいたします。

なお、既に公式試合において登録審判員で対応されている協会におかれましては、今後も引き続き適切な割当、派遣が行われますようよろしく申し上げます。

最後に、過日行いました「公式試合における審判員への割当」についての調査では、2日間という短い期間であったにも関わらず迅速かつ率直なご回答を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

記

- 審判資格取得講習会の機会を増やし、大会/試合に必要な登録審判員数を確保する。
 - 大会参加時のチーム帯同審判員の考え方を整理し、大会/試合に必要な登録審判員数を確保するための具体的な方策を示す(「義務化」も含めた検討)。
- 2種、3種の大会/試合において「ユース審判員」の活用を積極的に推進する。
 - ユース審判員の活用を組織(各協会、高体連/中体連、等)で了解することに加え、大会/試合に関わる選手、指導者そして保護者(観戦者)への啓蒙を図り活用できる環境を整える。
- 種別の枠を越えた登録審判員の派遣がスムーズに行われる環境を整える。
 - 種別内での登録審判員の確保と並行して、種別間での派遣を積極的に推し進める。
- 大会規模に見合った「審判手当」について検討、整理する。
 - 大会運営費の実状を踏まえた「審判手当」に対する理解を深める。

以上